

# バタ十通信

発行日：平成19年10月29日(月)  
 発行：沖縄県NPOプラザ  
 〒900-8570  
 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
 県庁4階県民生活課内  
 電話：098-866-2187  
 FAX：098-866-2789  
 E-mail：gogaokinpo@bz03.gla.or.jp

## 沖縄県認証のNPO法人数

**309法人**

## 法人設立認証申請中の団体

**11団体**

(平成19年10月24日現在)

## 今月号の紙面

- 1面：フラザからの報告
- 2面：沖縄県認証のNPO法人紹介
- 3面：県からのお知らせ
- 4面：助成金情報

## フラザからの報告

### 「NPO労務講座」が開催されました

去る10月10日(水)に「NPO労務講座」が沖縄県総合福祉センターで開催されました。

社会保険労務士で、なかむら社労士事務所所長の中村 敬先生を講師にお招きし、NPOにおいて労務を担当している方を対象に、2時間の講座を実施していただきました。

ひとことに「労務」といっても、労働保健・社会保険に関する基礎や、日常的に行うべき事務、届け

出る書類や定期的に提出しなければならない書類があり、知っておくべきことはさまざまです。

今回68名の方が受講した当講座では、保険に関する基礎知識、社会保険の種類や法人設立時・雇用時に届け出る書類について、また日常的に行うべき事務や、定期的に提出する書類について学ぶことができる内容でした。

参加した方からは、「はじめて知ることが多かったので参加してよかった。」「労働保健・社会保険について間違った理解をしていたが、今回の講座を通してきちんと理解することができた」との声をいただくことができました。

沖縄県NPOプラザでは、今後もNPO活動を促進するため、このような講座を企画していきたいと考えております。



### 特定非営利活動法人 沖縄エコツーリズム推進協議会 (ECO-Okinawa)

ECO-Okinawa は、「ECO な島・沖縄」を目指してエコツーリズムの推進活動を進めています。

エコツーリズムとは、環境保全と観光利用の調和をとることを目的とした、観光を通じた持続可能な社会システムづくりを意味するものです。エコツアーとはその中のプログラムを指します。

こういった取り組みを、地域の機関や団体、事業者の連携によって推進しています。ポイントは、「観光と環境と教育を結ぶ」、そして「地域の環境は地域で守る」という言葉にあると考え、具体的には地域にて環境保全と観光利用のルール作りを促す活動、そして自然体験による環境教育の機会づくりとプログラムの質の向上を図る活動をしています。

〒900-0014 那覇市松尾1丁目2番3号(6階)

TEL : 098-857-2066 FAX : 050-3488-0032

URL : <http://www.ecotourism-okinawa.jp>

E-mail : [info@ecotourism-okinawa.jp](mailto:info@ecotourism-okinawa.jp)

### 特定非営利活動法人 ふれあいセンター

『ふれあいセンター』は、「障害を持ちながらも自立と納得のいく社会参加を目指す」ことを目標に、精神科に通院する仲間が中心となって運営している団体です。そのため、社会的入院状態にある人々が地域で暮らすための門戸を開くことを目標に、「病棟での事業説明会」や「病棟のつどい」など、病棟に迎えにいく活動を積極的に展開していきます。

写真は、昨年、サマリア人病院で「地域での活動を紹介する懇談会」を実施したときのものです。これらの活動は、入院中の人々が退院への意欲を高める機会となる展望ある実践といえるでしょう。



### 特定非営利活動法人 おきなわCAPセンター

今年度は子どもたちの変化に気がついて欲しいという思いで、教職員を対象にしたワークショップに力を入れたいと考えていたところ、沖縄県提案公募型事業の委託を受けることが出来ました。11月からは各教育事務所や教育委員会(名護・中頭・那覇・豊見城・宮古・石垣市)ごとに教職員ワークショップを実施します。他にも誰でも参加出来るワークもありますのでどうぞご連絡ください。

11月2日(金) 19:00~21:00 那覇市総合福祉センター(学校での予防教育のあり方)

※今年度下半期もイオングループ(ジャスコ・マックスバリュ)の黄色いレシートキャンペーンに参加しています。どうぞ私たちの活動に黄色いレシートでご協力下さい!

TEL・FAX : 098-862-1686

E-mail : [okinawa-cap@okinawa-cap.com](mailto:okinawa-cap@okinawa-cap.com)

## 【県からのお知らせ】

### 設立の認証の取消しについて

今回「バナナ通信」と併せて、「おきなわ市民活動支援機関会議」作成の文書が同封されており、その中でも書かれておりますが、このたび県内で初めてNPO法人の設立認証の取消しが行われました。

今回は、この「設立認証の取消し」がどういう意味を持ち、またどういう根拠に基づいてなされたか、ご説明いたします。

まず、NPO法の第31条第1項に、

第31条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。  
一～六 (略)  
七 第43条の規定による設立の認証の取消し

という規定があります。

「設立の認証の取消し」＝解散 でありNPO法人としての活動は行えなくなります。そして、その後は清算の結了を目的とした清算法人としてその結了の日まで裁判所の監督に属します。では、その「第43条の規定」により設立認証を取り消される法人には、どのようなものがあるのでしょうか。

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。  
2～4 (略)

前段の「前条の命令」は、同法第42条に規定する改善命令を指し、法令や定款に違反している法人等に対して期限を定めて、改善のために必要な措置を採るよう命ずることを意味します。

今回の設立認証の取消しは、すべて後段の「3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わない」法人に対して行われたものです。

本来、3年以上未提出であるという事実をもって即座に取消し処分の対象となるのですが、本県では「事業報告書等の提出がない特定非営利活動法人に対する事務処理方針」（平成19年1月16日より実施）に基づき、取消し処分の前に電話や文書などで事業報告書等の提出を督促するなどしています。

また、事業報告書等を1～2年未提出の法人については、第43条に規定する設立認証取消対象法人にはなりません。同方針に基づき電話や文書で督促を行っています。未提出である期間が3年以上になっても、法律の罰則規定（同法第49条）に該当してしまうためです。

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。  
一～四 (略)  
五 第29条第1項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。  
六～十 (略)

更に、前事業年度の事業報告書や決算書類等を決議事項のひとつとする社員総会は、年に1度必ず開催しなければならず（同法第30条で準用する民法第60条）、所轄庁にはその総会で承認を得た事業報告書や決算書類等の写しをそのまま提出すれば足ります。それらの提出がなされないというのは、「総会開催が適正に行われていない」という疑いに繋がり、上記の改善命令の対象になることも考えられます。そして、その改善命令に従えない場合、例えば事業報告書等の提出がなされていても、設立の認証取消の対象になり得ます。

## 【助成金情報】

### 平成 20 年度「年賀寄附金配分申請」公募

#### 1. 助成事業：

- (1) 災害時の被災者支援又は災害予防事業
- (2) 特殊な疾病の学術研究、治療又は予防活動事業
- (3) 文化財の保護事業
- (4) 健康増進のためのスポーツ振興事業
- (5) 留学生又は研修生の援護を行う事業
- (6) 地球環境の保全を図る事業 等

災害  
保健  
環境  
等

#### 2. 応募締切日：2007年11月30日まで

#### 3. お問い合わせ先・送付先：

〒100-8798 東京都千代田区霧が関 1-3-2

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

TEL：03-3504-4401

FAX：03-3580-5399

URL：<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>

### 「ダイワ SRI ファンド」助成プログラム 2008

#### 1. 助成事業：

難病や障害者、外国人労働者、DV 被害者等、人の生命や生活、尊厳を脅かされる人々を支援する事業

#### 2. 応募期間：

2007年10月25日～11月7日まで

#### 3. お問い合わせ先：

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 267-B

特定非営利活動法人 市民社会創造ファンド

「ダイワ SRI ファンド」助成プログラム事務局

TEL：03-3510-1221

FAX：03-3510-1222

URL：<http://www.civilfund.org/>

福祉  
人権

### 平成 20 年度子どもゆめ基金

#### 1. 助成対象事業：

- (1) 子どもを対象とする読書活動
- (2) 子どもの読書活動の支援活動

児童

#### 2. 応募締切日：2007年12月5日まで

#### 3. お問い合わせ先・送付先：

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1

独立行政法人国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部 助成課

TEL：03-5790-8117・8118

FAX：03-6407-7720

E-mail：[yume@niye.go.jp](mailto:yume@niye.go.jp)

URL：<http://yumekikin.niye.go.jp/>

### 公募助成募集（財団法人キリン福祉財団）

#### 1. 事業内容：

- (1) 家族介護者交流事業
- (2) 障害当事者への支援事業
- (3) 青少年の育成事業
- (4) 公募による地域福祉活動支援事業 等

福祉  
児童

#### 2. 締め切り日：2007年11月12日まで

#### 3. 申し込み及びお問い合わせ：

〒104-8288 東京都中央区新川2丁目10番1号キリンビル新川本社ビル

TEL：03-5540-3522

FAX：03-5540-3525

URL：<http://www.kirin.co.jp/foundation/>

### 2007 年度下期・社会的投資プログラム

#### 1. 対象事業：

助成コース／開発コース

- (1) 子どもたちの健全な育成を図る活動
- (2) 障がい者を支援する活動
- (3) 環境課題の解決や保護につながる活動

児童  
福祉  
環境

#### 2. 応募期間：

2007年10月1日～11月15日まで

#### 3. お問い合わせ先：

〒105-7317 東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング

ソフトバンクモバイル株式会社 総務部 CSR 推進課

URL：<http://www.softbankmobile.co.jp/>

[corporate/csr/socialinvestment/youkou/](http://www.softbankmobile.co.jp/corporate/csr/socialinvestment/youkou/)

E-mail：[csr.jp@mb.softbank.co.jp](mailto:csr.jp@mb.softbank.co.jp)

### JT 青少年育成に関する NPO 助成事業

#### 1. 助成事業：

青少年の健全育成のために地域で取り組む事業

#### 2. 募集期間：

2007年10月1日～11月20日まで

#### 3. お問い合わせ先：

〒105-8422 東京都港区虎ノ門 2-2-1

日本たばこ産業株式会社 CSR 推進部 社会貢献室

TEL：03-5572-4290

FAX：03-5572-1443

URL：<http://www.jti.co.jp/JTI/contribution/Welcome.html>

児童

情報誌に掲載されているもの以外の助成金情報等も、沖縄県NPO法人データベースで確認できます。

<http://www.npo-okinawa.jp/>